

令和4年度  
第1回理事会  
説明資料

## 議案第 1 号

緑の冊子 P 1 です。

議案第 1 号「社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 役職者の欠員補充に伴う役職者の選定」についてです。

令和 4 年 3 月 31 日付で、前事務局長が退職となりました。これに伴い、理事の退任届けが提出され、同日受理されました。事務局長である理事（資料 2 参照）は社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者選任の申し合わせ（資料 3 参照）により常務理事として選定されています。

事務局長が退職したことで現在、常務理事は欠員となっております。

令和 3 年度第 3 回評議員会で、次期事務局長となる長岡光春が理事に選任され、予定通り 4 月 1 日に着任しましたので、今回、同氏を常務理事に推薦するものです。

皆様にご同意いただきましたら就任日は、令和 4 年 4 月 12 日とさせていただきます。

なお理事としての任期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年定時評議員会の終結時までとなります。

## 議案第 2 号

同じ冊子 P5 です。

議案第 2 号「社会福祉法人指導監査の結果に対する改善」についてです。

社会福祉法人指導監査は 3 年に 1 回実施される所轄庁である世田谷区による監査です。今回の監査で重大な指摘・指導はございませんでしたが、2 点の指摘をいただきました。

1 点目は、令和 3 年 3 月に決議の省略で行われた令和 2 年度第 3 回評議員会の議事録作成日（決議があったとみなされた日）に誤りがございました。

2 点目は、令和 3 年 6 月に決議の省略で行われた令和 3 年度第 1 回理事会の同意の意思表示に漏れのある書類があったことに対する指摘です。

本来であれば、理事や評議員の皆様から書面により同意の意思表示をいただいた時にご記入いただく年月日のうち、最も遅い日を決議があったものとみなされる日として議事録を作成すべきでしたが、全ての同意書の年月日の確認を怠ったために、議事録の作成日が不適切なものとなりました。

また、同意の意思表示に漏れのある書類については、当該理事にお電話で意思確認をしておりましたが、その内容を同意書に添付しておりませんでした。

今後は、根拠法等に基づき適正に事務を執行するよう細心の注意を払い事務を進めてまいります。

つきましては、別紙（NO.1 NO.2）のとおり改善報告書を所轄庁に提出しますことをご了承ください。

# 資 料 集

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 役職者の欠員補充に伴う役職者の選定

現在、欠員となっている協議会常務理事について、令和3年度第3回評議員会（令和4年3月28日に評議員の決議があったものとみなされた日）において理事に選任された、協議会事務局長の職にある者（社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準1.（11））を、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者選任の申し合わせ3により協議会常務理事に推薦する。

なお、任期は、定款第23条第2項により、前任者の任期が満了する時までとする。

1. 常務理事（定款第18条2項）

長岡 光春

2. 就任日（予定）

令和4年4月12日付

3. 任期

令和4年4月1日から令和5年定時評議員会の終結時まで

社会福祉法人  
世田谷区社会福祉協議会定款（抜粋）

第 4 章 役 員

（役員の数）

第 18 条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 23 名以上 25 名以内

（2）監事 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、6 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員任期）

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款18条及び第19条に規定する役員の選任については、本基準により行うこととする。

### 1. 理事の選任基準

協議会理事の選任基準は、以下の各号の選任区分による。

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 地域社協福祉推進協議会（以下「推進協」という。）会長の職にある者 | 各地域1名 計5名 |
| (2) 世田谷地域社協推進協委員の中から選任された者           | 4名        |
| (3) 北沢地域社協推進協委員の中から選任された者            | 3名        |
| (4) 玉川地域社協推進協委員の中から選任された者            | 4名        |
| (5) 砧地域社協推進協委員の中から選任された者             | 2名        |
| (6) 烏山地域社協推進協委員の中から選任された者            | 2名        |
| (7) 世田谷区町会総連合会会長の職にある者               | 1名        |
| (8) 世田谷区民生委員・児童委員協議会会長の職にある者         | 1名        |
| (9) 世田谷区内の社会福祉事業を営する団体の役職員である者       | 1名        |
| (10) 世田谷区内のボランティア団体の代表者である者          | 1名        |
| (11) 協議会事務局長の職にある者                   | 1名        |
|                                      | 合計25名     |

### 2. 理事の選任方法

- (1) 第1項第1号から同項第6号の選任区分

①協議会は、各推進協に理事候補者の推薦を依頼する。

②推進協は、各地域にて第1項第1号から同項第6号に規定された理事候補者数を選任し、協議会に推薦する。

③協議会は、各推進協からの推薦を受けて、評議員会で選任する。

- (2) 第1項第7号から同項第11号の選任区分

①協議会は、各団体に理事候補者の推薦を依頼する。

②協議会は、各団体からの推薦を受けて、評議員会で選任する。

### 3. 監事の選任基準

協議会監事の選任基準は、以下の選任区分の有資格者3名とする。

- (1) 財務及び会計、経理の経験を有する者
- (2) 社会福祉事業の知識経験等を有する者
- (3) 地域の福祉関係者

### 4. 監事の選任方法

- (1) 第3項第1号及び同項第2号の選任区分

①協議会は、選任区分の資格を有する者に就任を依頼し、評議員会で選任する。

- (2) 第3項第3号の選任区分

①協議会は、推進協に推薦を依頼する。

②推進協は、監事候補者を選任し、協議会に推薦する。

③協議会は、推進協からの推薦を受けて、評議員会で選任する。

### 付 則

1. この基準は、平成16年10月13日から施行する。
2. 平成16年10月の役員改選は、本選任基準により行う。ただし、推薦については平成16年10月現在の地区社会福祉協議会を通じて行う。
3. 平成16年10月の役員改選で選任された役員の任期は2年とし、平成17年4月の新体制発足後も引き続き就任する。

### 付 則（平成25年10月 3日改正）

1. この基準は、平成25年10月 3日より施行する。

### 付 則（平成28年10月 6日改正）

1. この基準は、平成28年10月 6日より施行する。

### 付 則（平成29年 4月 1日改正）

1. この基準は、平成29年 4月 1日より施行する。

### 付 則（平成30年 8月 6日改正）

1. この基準は、平成30年 8月 6日より施行する。

## 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 役職者選任の申し合わせについて

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第18条及び第19条に規定する役職者の選任については、次の事項を申し合わせるものとする。（資料1参照）

### 1. 協議会会長の選任（資料2参照）

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準（以下「基準」という。）第1項第1号の選任区分により選任された理事のうちから互選により1名を選任する。

### 2. 協議会副会長の選任

基準第1項第1号の選任区分により選任された理事（ただし、協議会会長に選任された理事を除く。）4名及び、同項第7号及び第8号の各選任区分により選任された理事2名とする。

### 3. 協議会常務理事の選任

基準第1項第11号の選任区分により選任された理事を理事会で選定する。



社会福祉法人指導監査の結果に対する改善

令和4年1月26日（水）に実施された社会福祉法人指導監査について改善を要する事項が認められたため、理事会審議後、所轄庁（世田谷区）に改善報告書を提出する。

## 改善状況報告書

法人名	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
法人所在地	世田谷区成城 6-3-10

改善を要する事項	改善状況・改善方策	改善の時期 (期限)	添付資料
<p>1 評議員会の決議があったとみなされる場合における評議員全員の同意の意思表示の書面と議事録について、不整合となっているので、是正すること。</p> <p>社会福祉法人の理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。</p> <p>しかしながら、貴法人においては、同意の意思表示の書面に記載された同意の日より前の日で、決議があったものとみなす旨を記録した議事録が作成されていた。</p> <p>については、評議員会の議事録は、決議があったとみなされる日等の重要事項について、正確に記載すること。</p>	<p>評議員会の議事録が、決議があったものとみなされる前の作成日となっていたため、正しい日付に修正いたしました。</p> <p>今後は根拠法等に基づいて、正確に議事録を作成いたします。</p>	令和4年 3月17日	①令和2年度 第3回評議員 会議事録 ②令和4年度 第1回理事会 提案書

## 改善状況報告書

法人名	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
法人所在地	世田谷区成城 6-3-10

改善を要する事項	改善状況・改善方策	改善の時期 (期限)	添付資料
<p>2 理事会の決議があったとみなされる場合の同意の意思表示を客観的に確認することができない書面を備え置き、議事録を作成しているのを、是正すること。</p> <p>貴法人の定款第 30 条第 2 項の規定により、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。</p> <p>また、この場合において、当該同意の意思表示を記載した書面は、決議があったものとみなされた日から 10 年間、貴法人の主たる事務所に備え置かなくてはならない。</p> <p>しかしながら、貴法人においては、同意の意思表示を客観的に確認することができない書面をもって、同意の意思表示を記載した書面として備え置くとともに、決議があったものとみなす議事録を作成していた。</p> <p>については、同意の意思表示を記載した書面の備え置き及び議事録作成を適切に行うこと。</p>	<p>同意の意思表示に漏れのある書類については、当該理事に電話で意思確認をしており、その内容(同意)を追記致しました。</p> <p>今後は根拠法等に基づいて、決議の省略に関する書面や議事録は、漏れや誤りがないように十分留意致します。</p>	<p>令和4年 3月17日</p>	<p>①令和3年度 第1回理事会 同意書</p> <p>②当該理事 への意思 確認</p> <p>③令和3年度 第1回理事会 議事録</p> <p>④令和4年度 第1回理事会 提案書</p>